ネットいじめの未然防止・即時対応・事後対応リーフレット（学校向け）

防ごうネットいじめ
守ろう子どもたち

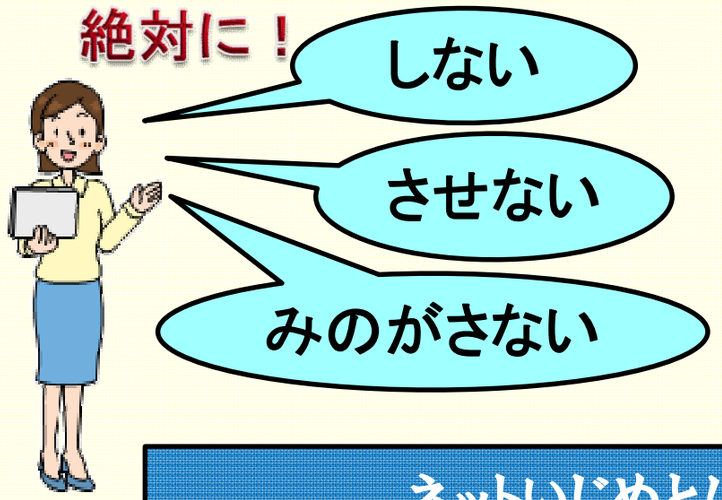

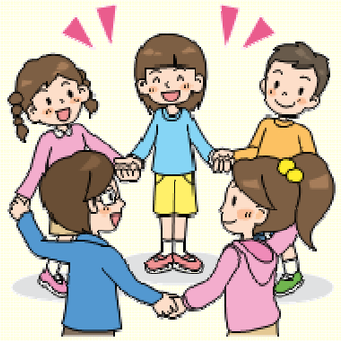

ネットいじめとは？

パソコンやスマートフォンなどインターネットに接続できる端末を使ったいじめのこと。

・悪口や根拠のない噂、個人情報を掲示板等に書き込む
・悪意に満ちた画像、動画等を投稿して拡散させる
・他人になりすまして悪意のある行動をとる　等

現実世界のいじめと違って、暴力を振るったり、物を取ったりという行為ではないが、いじめられる人を精神的に追い込むところが特徴の一つ。一度インターネット上で拡散してしまったいじめに関する画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。

令和元年度
秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋　田　県　教　育　委　員　会

未然防止・即時対応・事後対応チェックリスト

未然防止

□諸調査の結果等から、児童生徒のインターネットの利用状況を把握し、全教職員で共有している。
□児童生徒が、インターネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題を理解することができるよう、発達の段階に応じた情報モラル教育を計画的に行っている。
□特別活動や道徳科等においていじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会・生徒会が主体となったいじめ防止の活動を推進したりするなど、いじめを許さない学校づくりに取り組んでいる。
□日頃から、児童生徒の見守りに努めるとともに、面談、日記、アンケート等により、児童生徒がいつでも教師に相談できる環境づくりを行っている。
□学校の実態に応じて、情報モラル教育に関する指導方法の工夫改善のために校内研修会を開催している。
□ネットいじめ防止や、インターネットの利用に関する親子でのルールづくりについて、学校便り等で保護者に啓発している。
□入学説明会やＰＴＡ等の機会を利用し、児童生徒や保護者向けのインターネット教室等を計画的に開催している。
□関係機関と適切な連携を図るために、日常から情報共有することができる体制を構築している。

小学校低学年から、発達の段階に応じた情報モラル教育を行うとともに、親子で学ぶ機会を設けることも重要です。

即時対応

□ネットいじめを認知した際は、複数の教員で加害・被害児童生徒の聞き取りを行って事実関係を明らかにするとともに、学校全体で組織的に対応し、解決に努める。
□スマートフォン等の画面、日時、アドレスの記録を印刷する。
□加害児童生徒にスマートフォン等を学校に持参させ、ネットいじめに関する情報の削除を行う。（拡散した場合は関係児童生徒のデータも削除）
□被害児童生徒の精神的な動揺を真摯に受け止め、支援を約束する。
□被害児童生徒の保護者に、いじめの解決に向けた学校の方針を明確にするとともに、全力を挙げて被害児童生徒を守る姿勢を示す。
□加害児童生徒に、ネットいじめは許されない行為であることを丁寧に指導するとともに、法に触れる可能性があることを理解させる。
□加害児童生徒の保護者に、家庭での指導を要請するとともに、今後の指導の方向性を伝える。
□加害・被害児童生徒の状態に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、心のケアを行う。
□ネットいじめを含めた重大事態発生時は、教育委員会へ迅速に報告する。
□必要に応じて次のような関係機関と連携して対応する。
- 被害児童生徒の情報が拡散している場合→アプリ等の運用方法を確認し、管理者に書き込みや画像、動画等の削除依頼をする。
- プロバイダが削除依頼に応じない場合→秋田地方法務局の人権擁護課に相談する。
- ネットいじめの内容が、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る場合→秋田弁護士会に相談する。
- ネットいじめの内容が、命に関わる場合や加害者が特定できない場合→地域の警察に相談する。

迅速な対応が、事態の複雑化を防ぎ、被害児童生徒の精神的負担を軽減します。

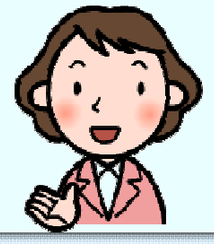

事後対応

□解決後も、長期的な見守りと、被害児童生徒へのケア、加害児童生徒への指導を行う。
□加害・被害児童生徒の家庭での様子について、保護者と定期的な情報交換を行い、当該児童生徒の様子に変化はないか注意深く見守る。
□加害・被害が入れ替わり、ネットいじめが再発するケースがあるため、小・中・高等学校間で適切な連携をする。

いじめが解決したと簡単に決め付けず、保護者や関係機関と連携しながら長期的な観察をしていくことが必要です。

相談・通報窓口

関係機関名（相談窓口）	電話番号	利用時間帯
２４時間子供ＳＯＳダイヤル（全国統一ダイヤル）	０１２０－０－７８３１０	２４時間受付可
いじめ緊急ホットライン（県内各教育事務所）	北　０１２０－３７７－９１４ 中央　０１２０－３７７－９０４ 南　０１２０－３７７－９４３	８：３０～１７：１５
やまびこ電話（秋田県警察本部）	０１８－８２４－１２１２	２４時間受付可
子ども・家庭１１０番（中央児童相談所）	０１２０－４２－４１５２	８：３０～１７：１５
子どもの人権１１０番（秋田地方法務局人権擁護課）	０１２０－００７－１１０	８：３０～１７：１５
子どもの人権無料法律相談（秋田弁護士会）	０１８－８９６－５５９９	９：００～１７：００

気がかりなことがあれば、まずは相談を！

本リーフレットへの問合せ先

〒010-8580　秋田市山王三丁目１番１号　秋田県教育庁義務教育課
TEL：018-860-5148　FAX：018-860-5136　E-mail：gikyo@pref.akita.lg.jp